3都市建建第1157号
令和 4年 1月11日

〒１４３－００１３
東京都大田区
大森南２－７－２０

（株）テーケーシー

藤原　善雄　様

東京都知事　小 池 百 合 子

一般 建設業の許可について（通知）

令和　３年１２月１５日付けで申請のあった一般建設業については、建設業法第３条第１項の規定により、下記のとおり許可したので通知します。

記

許可番号	東京都知事　許可（般－３）第 154781 号
許可の有効期間	令和 4年 1月 11日から 令和 9年 1月 10日まで
建設業の種類	

土木工事業
大工工事業
とび・土工工事業
屋根工事業
鋼構造物工事業
舗装工事業
板金工事業
塗装工事業
内装仕上工事業
建具工事業
解体工事業
建築工事業
左官工事業
石工事業
タイル・れんが・ブロツク工事業
鉄筋工事業
しゆんせつ工事業
ガラス工事業
防水工事業
熱絶縁工事業
水道施設工事業

注）　許可の更新申請を行う場合の書類提出期限　；　令和 8年 12月 11日
（裏面の注意事項をお読みください。）

許　可　後　の　注　意　事　項

1　許可について

許可の有効期間は５年間です。（許可のあった日から５年目の許可日に対応する日の前日をもって満了します。許可の有効期間の末日が土曜日、日曜日等の閉庁日であっても同様の扱いになります。）

2　変更届の提出について（建設業法（昭和24年法律第100号）第11条）

許可申請事項に変更があった場合には、その都度変更届を提出しなければなりません。

⑴　決算変更届（毎事業年度経過後４か月以内）

⑵　経営業務の管理責任者、専任技術者の変更届（変更後２週間以内）

⑶　その他の変更届（変更後30日以内）

3　許可の更新について（建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第５条）

更新の申請は、許可の満了する日の２か月前から表面記載の書類提出期限（この日が閉庁日に該当する場合は、直後の開庁日）までに行ってください。

リサイクル適性 A
この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。
R70

様式第二十二号の二（第八条、第九条関係）

副 （用紙Ａ４） 00006

変更届出書
（第一面）

下記のとおり、
{(1)商号又は名称 (2)営業所の名称、所在地又は業種 (3)資本金額 (4)役員等の氏名 (5)個人業者の氏名
(6)支配人の氏名 (7)建設業法施行令第３条に規定する使用人 (8) 建設業法第７条第２号 / 建設業法第１５条第２号 に規定する営業所に置かれる専任の技術者}
について変更があったので届出をします。

受付 -5.4.-3 東京都都市整備局 市街地建築部建設業課

令和　年　月　日

届出者　東京都大田区大森南2-7-20
株式会社テーケーシー
代表取締役　藤原　敦智

代理人　東京都千代田区神田東松下町２８
行政書士法人ＬＩＮＸ
行政書士　大橋　宏一朗

~~地方整備局長~~
~~北海道開発局長~~
東京都知事　殿

許可年月日

許可番号　大臣知事コード 項番 35 13　~~国土交通大臣~~ 東京都知事 許可（般-~~特~~-03）第154781号　令和04年01月11日

法人番号　36 2010801007488

記

届出事項	変更前	変更後	変更年月日	備考
役員等の氏名	藤原　善雄	―――	R04.12.26	死亡（経）
	―――	内山　太朗	R04.11.25	取締役就任
	―――	廣瀬　翔	R04.11.25	取締役就任
代表者の変更	藤原　善雄	藤原　敦智	R05.01.05	
常勤役員等	藤原　善雄	藤原　敦智	R04.11.25	本社

変更の内容が、次の◎【商号又は名称、代表者又は個人の氏名、主たる営業所の所在地、資本金額等の変更に関する入力事項】又は第二面の◎【営業しようとする建設業、従たる営業所の所在地の変更、新設、廃止に関する入力事項】の各欄に掲げる事項に係る場合には、該当する欄にも変更後の内容を記入すること。

◎【商号又は名称、代表者又は個人の氏名、主たる営業所の所在地、資本金額等の変更に関する入力事項】

商号又は名称のフリガナ　37
商号又は名称　38
代表者又は個人の氏名のフリガナ　39　フジワラ　アツト
代表者又は個人の氏名　40　藤原　敦智
主たる営業所の所在地市区町村コード　41　都道府県名　市区町村名
主たる営業所の所在地　42
郵便番号　43　－
電話番号　44
資本金額又は出資総額　44　（千円）

連絡先
所属等　氏名　電話番号
ファックス番号

書類作成者連絡先　行政書士法人ＬＩＮＸ　行政書士　大橋　宏一朗　電話番号　03-3768-0089